

平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 萩 原 電 気 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 取締役社長 岩井三津雄  
(東証・名証 第一部・コード番号 7467)  
問 い 合 わ せ 先 取締役副社長 福嶋洋二  
(TEL 052-931-3511)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、経営の透明性及びガバナンス機能の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関の設置) 第 4 条 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人</u> を置く。	(機関の設置) 第 4 条 当社は、 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関</u> を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
(員 数) 第 1 7 条 当社に取締役 <u>9</u> 名以内を置く。 <新 設>	(員 数) 第 1 7 条 当社に取締役 <u>1 5</u> 名以内を置く。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
(選 任) 第 1 8 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選 任) 第 1 8 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2 <条文省略>	2 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p><u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付役員)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p><u>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付役員)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p><u>(員 数)</u> 第22条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p><u>(選 任)</u> 第23条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u> 第24条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>6 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u> 第22条 <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>3 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)</p> <p><u>第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p><u>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第28条 &lt;条文省略&gt;</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第6章 取締役の責任免除</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第24条 &lt;現行どおり&gt;</u></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第25条 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>4 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>31</u>条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>26</u>条 剰余金の配当は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第59期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日（予定）

以 上